

第1節 組織

～地域を守る消防団～

○消防団は、消防組織法に基づき設置された消防機関で、各市町村に設置されています。

○消防団員は地域住民等により構成され、地域に密着した活動を行っています。



トピックス 50～53ページ

1 消防団の概要



消防団に入ろう!!

消防団は消防署と連携し、消火活動や人命救助活動などのほか、地域防災力の要として地域住民に対し、防火防災指導や応急救護指導を行っています。

消防団員はそれぞれの職業に就きながら、必要の都度召集される特別職の非常勤公務員で、自営業や会社員、さらには学生や主婦など、男性に限らず女性も多く活躍しています。

東京の消防団は都知事が管理する特別区と各市町村長が管理する多摩・島しょ地区にそれぞれ設置されています。

(図表3-1-1)

装備や服装・処遇など特別区と各市町村で異なるものもありますが、災害活動や防火防災指導など基本的な活動は変わりません。

■ 図表3-1-1 消防団の現況

	消防団	団員(定員)
特別区	58団	16,000人
多摩地域	30団	9,066人
島しょ地域	10団	1,587人
合計	98団	26,653人



2 特別区消防団の体制等

(1) 設置

特別区の消防団は、「消防組織法」及び「特別区の消防団の設置等に関する条例」に基づいて設置されており、各消防署と同じ管轄区域を受け持っています。

定員は16,000人、令和5年4月1日現在の現員数は、13,461人（女性2,920人）で定員充足率は84.1%となっています。平均年齢は50.8歳です。



(2) 任務

消防団は「わが街はわが手で守る」という精神に基づき、災害活動はもとより、日頃から地域の防火防災指導や応急救護指導、祭礼や催物の警戒など地域防災力の要として重要な役割を果たしています。

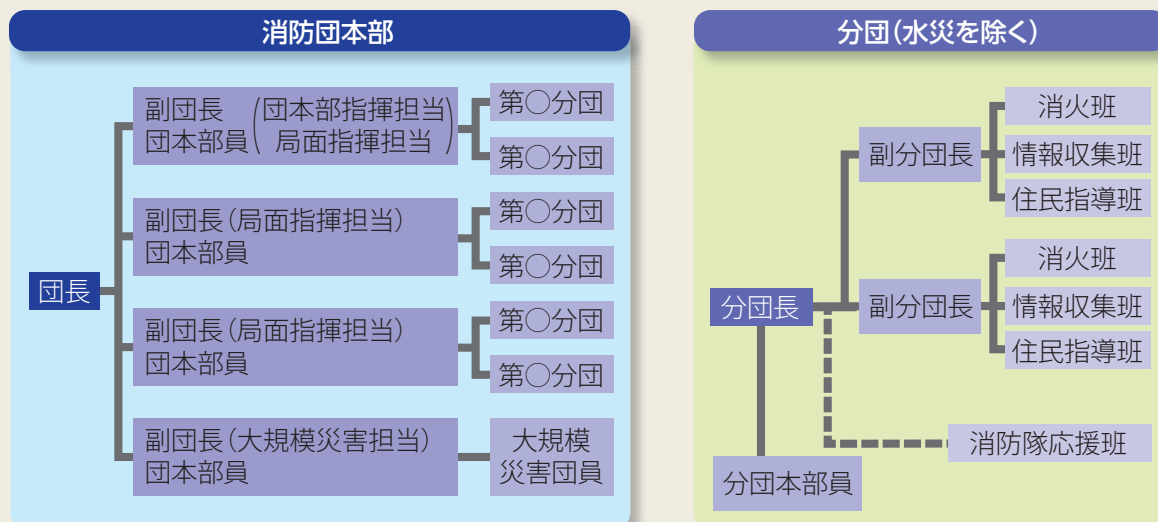
また、震災や水災に対する災害活動にも大きな期待が寄せられ、地域住民の安全・安心を確保するため、消防署と連携を図り、積極的に活動しています。

(3) 活動体制

各消防団の災害活動時の体制は、全体の運営を担う「消防団本部」と管轄区域をいくつかの地域ごとに分けて担当している「分団」により構成されています。

(図表3-1-2)

■ 図表3-1-2 消防団の災害活動体制



(4) 主な行事

ア 消防団始式

消防団始式は、各消防団が年頭に実施する新春恒例行事です。

式典では、消防団長の年頭訓示のほか、消防団員等の活動実績に対する表彰や、消防団活動へ協力いただいた事業所や消防団員の家族などへの感謝状の贈呈等を実施しています。

新年を迎え、地域の安全を祈願するとともに、地域住民に対して消防団活動への理解を深め、あわせて火災予防意識の向上を目的として実施されるものです。



■ 図表3-1-3 特別区消防団の主な行事

実施月	行事内容
1月	東京消防出初式への参加 消防団始式 Tokyo 消防団の日
2月	消防団員意見発表会
5月	水防訓練
5・6月	消防操法大会等
7・8月	祭礼、花火等の警戒
9～11月	消防団点検
11月	総合防災訓練
12月	震災訓練 年末消防特別警戒

※新型コロナウイルス感染症の影響により、実施規模等を変更して実施しています。

イ 消防操法大会

消防操法大会は、消防操法の基準に基づき消防団員の平素における消防活動の諸動作の習熟度を競い、各消防団の活動技術の向上と士気の高揚を図ることを目的として各消防団で実施しています。



ウ 消防団点検

消防団点検は、消防団の活動について行政区ごとに消防総監が確認するものです。

また、消防団点検は、地域住民等に消防団への理解を深めていただくため、消防団の活動を積極的に紹介しています。



(5) 施設・装備資機材

各分団の活動が円滑に行われるよう、分団本部施設及び装備資機材の整備を推進しています。

ア 分団本部施設の整備

(ア) 使用目的

分団本部施設は、消防団員の活動拠点として整備しているものです。主に、火災や震災等の大規模災害時の参集場所、教育訓練、各種資機材の点検、分団会議及び各種警戒の拠点として使用しています。

(イ) 規模・構造

各種資機材等を収納できる格納庫及び会議や訓練スペース等を併せ持った施設として整備しています。(図表3-1-4)

■ 図表3-1-4 分団本部施設の規模・構造等

規模	延面積おおむね80㎡ 平屋または2階建（1階格納庫、2階会議等スペース）
構造	鉄骨造
設備	電気・給排水設備



イ 資機材の整備

(ア) 可搬ポンプ及び台車

消防活動に使用するための可搬ポンプとこれを搬送するための台車です。可搬ポンプは、特別区内に990台を配置しています。

(イ) 可搬ポンプ積載車

可搬ポンプ及び各種資機材を災害現場まで搬送するため緊急走行可能な軽自動車です。令和4年度までに320台を配置しており、順次整備を進めています。



(ウ) その他の資機材

消火用ホースをはじめ、救助救急活動に使用する資機材等を整備しています。

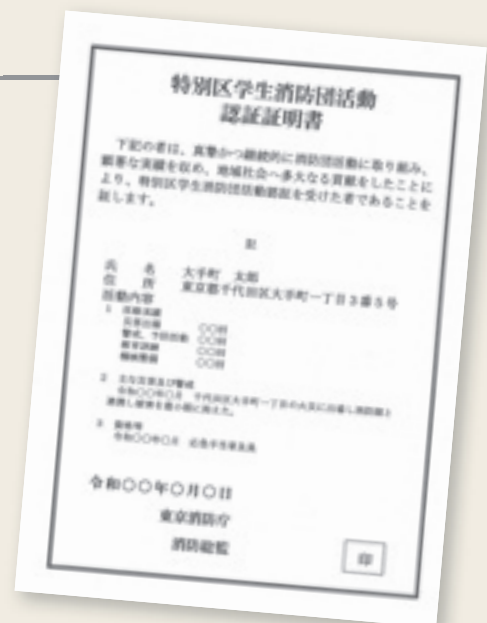


(6) 消防団の充実強化を図る制度

ア 特別区学生消防団活動認証制度

大学、大学院、専修学校及び各種学校の学生が特別区の消防団員として消防団活動を行った功績を東京消防庁が認証し、「特別区学生消防団活動認証状」を交付する制度です。認証状を交付された学生は、就職活動時に東京消防庁が証明する「特別区学生消防団活動認証証明書」の交付を受けて、企業等に提出することができます。

就職活動をする学生と社会に貢献してきた意識の高い人材を求める企業の両方をつなぎます。



イ 特別区の消防団協力事業所表示制度

特別区内の消防団に社員が入団しているなど、積極的に消防団に協力している事業所等に対し東京消防庁が認定し、「消防団協力事業所表示証」を交付する制度です。

表示証は、地域の防災に貢献している事業所の証しとして掲示でき、ホームページなどで広く公表することができます。



ウ 機能別団員制度

(ア) 定義

機能別団員とは、特定の活動や任務に従事する消防団員をいいます。

(イ) 任務

各消防団の出場状況、資格等に応じて応急救護訓練指導、防火防災訓練指導、広報活動及び警戒活動など消防の任務に限定して活動を行います。

(ウ) 主な対象者

- ・ 入団を希望する女性や学生
- ・ 家庭や仕事等の事情で退団を希望する団員
- ・ 消防団員としての実務経験があり指導助言できる団員（アドバイザー）

エ 大規模災害団員制度

(ア) 定義

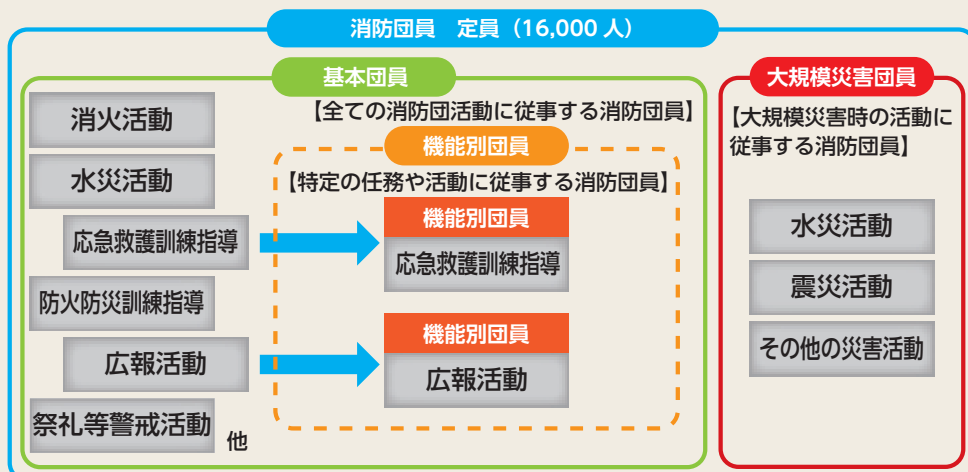
大規模災害団員とは、大規模災害時の活動に従事する消防団員をいいます。

(イ) 任務

災害情報の収集、避難誘導、消火・救助活動支援などの任務を行います。

(ウ) 主な対象者

- ・ 災害活動経験又は災害活動の訓練を受けた者（消防職員・消防団員経験者）
- ・ 災害活動で活用できる知識・技術を有する者（医療や建設関係従事者など）



(7) 消防学校が実施している学校訓練

特別区の消防団員に対して知識及び技術の向上を図るため、幹部教育、専科教育及びその他の教育を行っています。

幹部教育は、消防団幹部としての一般的に必要な教育訓練を行い、管理能力や指揮・統率力の向上など、必要な能力の伸長を図ることを目的として実施しています。団長及び副団長を対象として管理監督能力の向上を図る上級幹部研修、分団長、副分団長及び部長を対象として大規模災害時の対応能力の向上を図る指揮幹部科研修、班長を対象として知識、部下指導及び指揮能力の向

上を図る初級幹部科研修があります。

専科教育は、特定の分野に関する専門的な知識や技術の向上を図ることを目的として実施しています。消火活動を教育する警防科研修、可搬ポンプ積載車の運用を教育する機関科研修があります。

その他の教育は、女性消防団員の活性化及び活動能力の向上を図ることを目的として、女性消防団員研修があります。

また、これら各種研修の事前学習や復習のため、東京消防団 e ラーニングシステムを活用しています。(図表3-1-5)

■ 図表3-1-5 教育訓練の実施状況（令和4年度）（特別区）

	幹部教育			専科教育		その他の教育	合計
	上級幹部研修（※）	指揮幹部科研修	初級幹部科研修	警防科研修	機関科研修	女性消防団員研修	
回数	1	1	1	1	3	1	8
団数	58	57	58	56	18	52	299
人数	174	57	58	56	72	52	469



▲ 幹部教育（指揮幹部科研修）



▲ 幹部教育（初級幹部科研修）



▲ 専科教育（警防科研修）



▲ 専科教育（機関科研修）

3 多摩・島しょ地域の消防団の体制等

多摩・島しょ地域の消防団は、北多摩地区、南多摩地区、西多摩地区及び島しょ地区の4つの地区に分かれ、合計40団・定数10,631人で構成されています。

令和5年4月1日現在、団員は8,131

人(女性286人)、平均年齢は43.2歳です。

また、ポンプ車328台、可搬式ポンプ461台、ポンプ搬送車128台、広報車64台がそれぞれ配置されています。

(1) 各市町村主催による教育訓練

多摩地域の消防団については、東京都消防訓練所*及び同地域内の各消防署が教育していますが、島しょ地域の消防団については、東京都消防訓練所及び同地域内の各消防本部(消防本部が設置されていない島については東京都消防訓練所)が教

育訓練を行っており、消防団員の知識及び技術の向上に努めています。

※ 東京消防庁消防学校に併設されている東京都総務局所管の組織。各市町村消防団員の教育訓練を実施している。

(2) 東京都消防訓練所が実施している教育訓練

東京都消防訓練所は、多摩・島しょ地域の消防団員に対して幹部教育、専科教育及び特別教育を行っています。

幹部教育は、消防団幹部としての一般的に必要な教育訓練を行い、管理能力や指

揮・統率力の向上など、必要な能力の伸長を図ることを目的として実施しています。団長、副団長を対象として管理監督能力の向上を図る上級幹部研修、分団長、副分団長及び部長を対象として大規模災害時



▲ 特別研修(女性消防団員研修)



▲ 専科教育(機関科研修)

の対応能力の向上を図る指揮幹部科研修、部長及び班長を対象として知識、部下指導及び指揮能力の向上を図る初級幹部科研修があります。

専科教育は、特定の分野に関する専門的な知識や技術を図ることを目的として実施しています。消火活動を教育する警防科研修、ポンプ車の運用を教育する機関科研修があります。

特別教育は、災害現場における救急技術や震災時等における救助技術の習得及び女性の活躍推進を目的として実施していま

す。分団長以下の階級にある者を対象として震災時における救助活動を行う際に必要な技術を習得する救助科研修、部長以下の階級にある者を対象として応急救護処置等の習得を図る救急科研修、分団長以下の階級にある女性消防団員を対象として活動能力の向上を図る女性消防団員研修があります。

また、これら各種研修の事前学習や復習のため、東京消防団 e ラーニングシステムを活用しています。(図表3-1-6)

■ 図表3-1-6 教育訓練の実施状況（令和4年度）（多摩・島しょ地域）

	幹部教育			専科教育		特別教育			合計
	上級幹部研修（※）	指揮幹部科研修	初級幹部科研修	警防科研修	機関科研修	救助科研修	救急科研修	女性消防団員研修	
回数	1	1	1	1	1	2	1	1	9
団数	40	33	34	33	32	33	30	11	246
人数	120	43	49	52	51	97	30	11	453



▲ 特別教育（救助科研修）



▲ 特別教育（救急科研修）